駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を 行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。_______

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合 (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合 (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合

- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

留意事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を 行います。

路線	Į	(区	間)	重点時間帯
市道長田楠日尾線(山手幹線)(管内全線)						9時~22時

◎ 重点路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道2号(管内全線)	9時~22時
市道神若線(永手町交差点~城内通5丁目交差点)	9時~20時
市道山麓線·県道灘三田線(記田町3丁目交差点~高羽交差点~青谷町2丁目交差点)	9時~20時
市道国魂線(水道筋3丁目交差点~味泥交差点)	9時~20時
その他市道(登山口交差点~大石東町6丁目1番1号先交差点)	9時~20時
その他市道(灘南通1丁目3番先交差点~灘南通6丁目2番先交差点)	9時~20時
その他市道(神前町2丁目交差点~大石東町3丁目1番先交差点)	9時~20時

◎ 最重点地域

	地	域	重点時間帯
成徳小学校·JR六甲道駅周辺			7時~22時

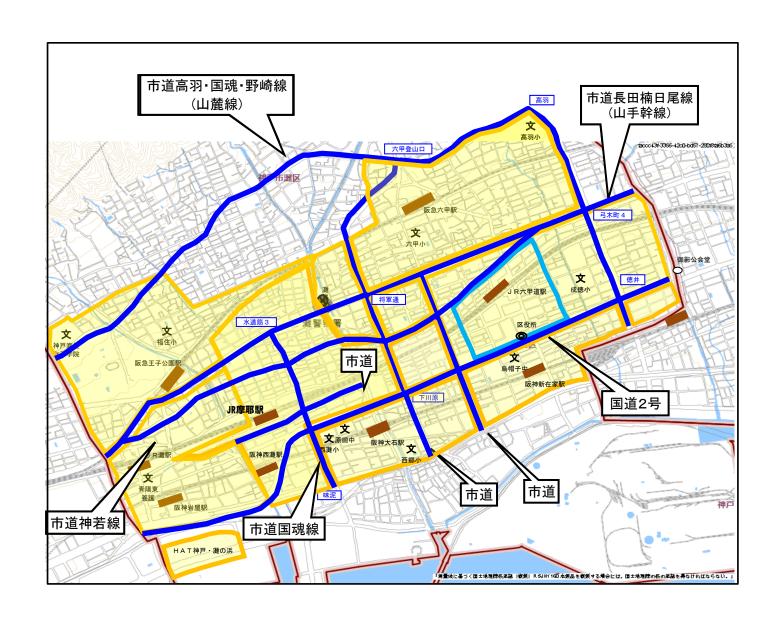
◎ 重点地域

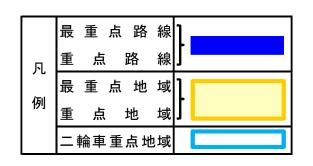
地域	重点時間帯
六甲小学校·阪急六甲駅周辺	7時~20時
JR灘駅·阪神岩屋駅周辺	9時~20時
阪神新在家駅周辺	9時~20時
灘小学校・灘警察署周辺	7時~20時
福住小学校·王子公園周辺	7時~20時
西灘小学校•阪神大石駅周辺	7時~20時
HAT神戸周辺	9時~20時
JR摩耶駅·阪神西灘駅周辺	9時~20時
石屋川公園周辺	9時~20時

◎ 自動二輪·原付重点地域

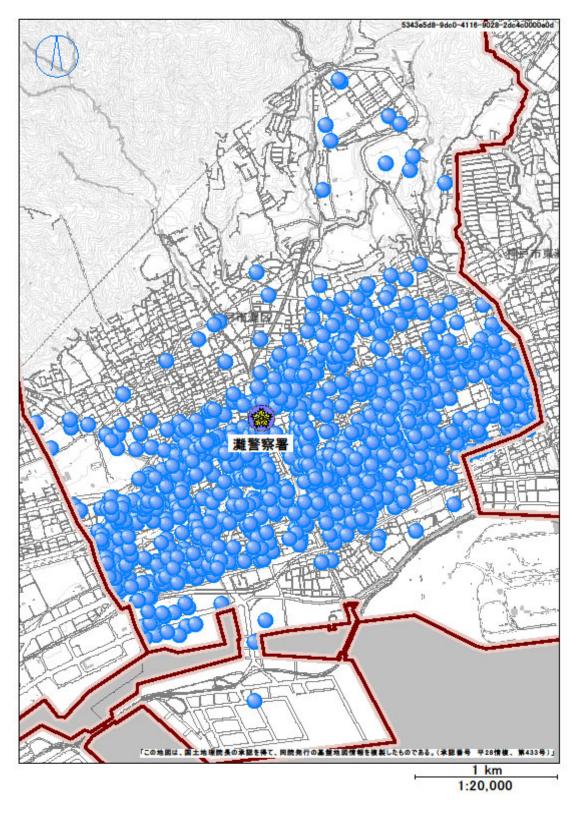
地域	重点時間帯
JR六甲道駅周辺	10時~22時

兵庫県灘警察署 駐車監視員活動ガイドライン





兵 庫 県 灘 警 察 署 確 認 標 章 取 付 状 況



期間	令	和	5	年	中
取付者	警察官	了及	び駐	車 監	視員